明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（総務三〇九）　一
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（同三一〇）　四
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（同三一一）　五
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務二七〇～二七四、二七七）　五
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示（同二七五）　七
○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同二七六）　八

〔公　告〕

裁判所
　破産、免責、再生関係
　諸事項　九
特殊法人等
　独立行政法人製品評価技術基盤機構
　工業標準化法第五十七条の規定に基づく登録関係　二七
地方公共団体
　行旅死亡人関係　二六
会社その他
　会社決算公告　三〇

告示

○総務省告示第三百九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十六年九月四日

総務大臣　新藤　義孝

政治団体の名称	異動事項	異動の数	新	旧	届出年月日
日本維新の会	政党	一七二		一六四	二六、二、一七
日本維新の会沖縄県総支部	支部の数（設立された支部の名称）		沖縄県那覇市おもろまち三―五―三（主たる事務所の所在地）	沖縄県（主たる活動区域）	○（一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部）
日本維新の会東京都第23選挙区支部	支部の数（設立された支部の名称）		東京都町田市中町二―六―一一（主たる事務所の所在地）	東京都（主たる活動区域）	○（一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部）
日本維新の会衆議院京都府第4選挙区支部	支部の数（設立された支部の名称）		京都府京都市左京区岩倉幡枝町六〇一―四五（主たる事務所の所在地）	衆議院小選挙区京都府第4区（主たる活動区域）	○（一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部）
日本維新の会衆議院北海道第1選挙区支部	支部の数（設立された支部の名称）		北海道札幌市中央区南三条西二七―三―二〇（主たる事務所の所在地）	衆議院小選挙区北海道第1区（主たる活動区域）	○（一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部）
日本維新の会衆議院神奈川県第10選挙区支部	支部の数（設立された支部の名称）		神奈川県川崎市中原区小杉町一―四〇三―一〇（主たる事務所の所在地）	衆議院小選挙区神奈川県第10区（主たる活動区域）	○（一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部）
日本維新の会衆議院茨城県第3選挙区支部	支部の数（設立された支部の名称）		茨城県取手市片町二四四（主たる事務所の所在地）	衆議院小選挙区茨城県第3区（主たる活動区域）	○（一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部）
日本維新の会衆議院東京都第22選挙区支部	支部の数（設立された支部の名称）		東京都三鷹市上連雀八―五―一五（主たる事務所の所在地）	東京都（主たる活動区域）	○（一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部）
日本維新の会衆議院東京都第5選挙区支部	支部の数（設立された支部の名称）		東京都目黒区目黒一―五―一八（主たる事務所の所在地）	東京都（主たる活動区域）	○（一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部）
日本維新の会衆議院神奈川県第5選挙区支部	支部の数（設立された支部の名称）		神奈川県横浜市泉区弥生台二六―六（主たる事務所の所在地）	衆議院小選挙区神奈川県第5区（主たる活動区域）	○（一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部）
日本維新の会衆議院東京都第6選挙区支部	支部の数（設立された支部の名称）		東京都世田谷区北沢一―三五―六（主たる事務所の所在地）	東京都（主たる活動区域）	○（一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部）
日本維新の会衆議院宮城県第2選挙区支部	支部の数（設立された支部の名称）		宮城県仙台市若林区六丁の目南町一〇―一六（主たる事務所の所在地）	衆議院小選挙区宮城県第2区（主たる活動区域）	○（一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部）